

知事の権限の一部を健康福祉センター所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第33号

知事の権限の一部を健康福祉センター所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を健康福祉センター所長に委任する規則（平成10年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(健康福祉センター所長への委任)			(健康福祉センター所長への委任)		
第2条 次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務を賀茂健康福祉センター所長、東部健康福祉センター所長及び中部健康福祉センター所長に委任する。			第2条 次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務を賀茂健康福祉センター所長、東部健康福祉センター所長及び中部健康福祉センター所長に委任する。		
(略)			(略)		
2	(略)	(1)～(4) (略) (5) 第55条の5第1項の規定による <u>進学準備給付金</u> の支給 (6)～(14) (略)	2	(略)	(1)～(4) (略) (5) 第55条の5第1項の規定による <u>進学・就職準備給付金</u> の支給 (6)～(14) (略)
(略)			(略)		
2	(略)		2	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。